

金井中の神村さん 全国大会で中学新記録

8月21日から福岡市で行われた全国中学校水泳大会で女子背泳ぎ100メートル、200メートルに出場した金井中学校3年生の神村万里恵さんが、両種目とも中学新記録で見事優勝しました。

25日、報告に市役所を訪れた神村さんは、石阪市長から激励を受け、次の大会でも頑張りたいと語っていました。



神村万里恵さん



長寿祝金を贈呈します

敬老の日前後に民生委員が対象者のお宅を訪問して長寿祝金を贈呈します。

○対象 9月1日現在市内に引き続き1年以上居住している88歳、99歳及び100歳以上の方

※88歳Ⅱ大正9年9月2日～10年9月1日生まれ、99歳Ⅱ明治42年9月2日～43年9月1日生まれ、100歳以上Ⅱ明治42年9月1日以前生まれ

敬老の日 無料入園 ダリア園・リス園へ おでかけ下さい

9月21日の敬老の日は、65歳以上の方は入園無料です。券売所で証明書をご提示下さい。

町田ダリア園 ☎722・0538、町田リス園 ☎734・1001

市内のお風呂屋さんで 無料入浴サービス

大きなお風呂で、夏の疲れを癒しませんか。

町田浴場組合と市では、9月21日の敬老の日に、市内のお風呂屋さん（公衆浴場）で市内在住の65歳以上の方を対象に無料入浴サービスを行います。

「高齢者のための 福祉のつばき」を 70歳以上の方がいる ご家庭へ配ります

民生委員がお宅を訪問し、近況を伺いながらお配りします。

なお、70歳～74歳のご家族同居世帯の方へは9月中旬に郵送でお送りします。

町田高齢者福祉課 ☎724・4048

パブリック コメント 予告

市では、条例・計画などの策定を進めるにあたり、市民の皆さんにご意見を伺います

9月21日から下表の2件の条例・計画案について、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

案件名	町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正(案)	町田市スポーツ振興計画(案)
担当課	福祉総務課 ☎724・2133	スポーツ振興課 ☎724・4036
募集期間	9月21日(祝)～10月20日(火)	
案の公表方法	・本紙9月21日号に概要を掲載 <9月21日以降> ・町田市ホームページに詳細を掲載 <9月24日以降> ・市役所、各市民センター等で資料の閲覧及び配布	
意見等の提出方法	・郵便 ・Eメール ・ファクシミリ ・担当課窓口及び閲覧窓口への提出	

パブリック コメント 概要

(仮称) 町田市景観計画(素案)

まちの魅力をもつための計画です

まちづくり推進課
☎709・0642

市では、市民の皆さんの身近な生活と密接に関わる景観づくりについて、地域の個性や特色に応じたきめ細やかな誘導を図り、まちの魅力を高めていくため、2006年度から、市民や専門家、市内の関係団体の皆さんとともに検討を進めてきました。

今年6月には、町田市景観条例を公布し、8月1日から東京都の同意を受け景観行政団体となりました。

12月に、景観法に基づく市の良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定するにあたり、皆さんからのご意見を募集します。

(仮称) 町田市景観計画(素案)の概要

序章 良好な町田市の景観づくりを目指して 計画の位置づけ

景観計画は、景観法及び町田市景観条例に基づく計画です。また、町田市基本構想・基本計画を実現するための計画として位置づけ、市の関連計画や東京都景観計画との整合を図ります。

計画の期間・計画の対象区域

目標の時期は概ね2030年とします。市全域を景観計画区域とします。

取り組みの基本姿勢

- 市民・事業者・行政の協働により景観づくりに取り組む
- 将来像を見据えた次世代へつなげる景観づくりを目指す
- 地域の自然や文化・歴史を尊重し個性を生かした景観づくりを進める
- 市民が主役となって景観づくりに取り組む（協働による市民の役割）
- 事業者は地域の景観づくりに貢献する（協働による事業者の役割）
- 行政は率先して景観づくりを実践する（協働による行政の役割）
- 景観づくりの高まりとともに成長・充実する計画とする

第1章 町田市の景観の特徴

自然景観、まち並み景観、文化的・歴史的景観、生活・活動の景観に整理しています。

第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針 基本理念

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち
～人と風景が共に育つ景観づくり～

基本目標

- I 自然の風景を守り育てる
- II だれもがやすらぎ誇れるまち並みをつくる
- III 先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ
- IV 次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

第3章 地域別の景観づくりの方針

町田市都市計画マスタープランに基づく8つの地域に分けて、景観づくりのテーマや作法、配慮すべき景観要素等を示しています。

第4章 届出制度による景観づくり

町田市の主な特徴に合わせた3つの景観形成ゾーン（丘陵地、住まい共生、にぎわい）と、地区の特性に応じたきめ細やかな誘導を行う景観形成誘導地区（小野路宿通り、町田駅前通り、多摩境通り）を定め、一定規模以上の建築行為等を対象に、届出制度を運用します。

第5章 景観法に基づくその他の方針等

屋外広告物の方針や、景観重要公共施設などを位置づけています。

第6章 計画の推進・管理 (市民、事業者、行政による協働の取り組み)

協働で取り組む仕組みを用意します。また、取り組みの進捗状況を定期的に確認していきます。

ご意見の提出方法について

—募集期間—
9月11日(金)～10月9日(金)

—資料の閲覧及び配布—

計画(素案)に関する資料は、町田市ホームページのほか、以下の窓口で閲覧及び配布を行っています。

- ・まちづくり推進課(市役所中町第三庁舎2階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)
- ・各市民センター、木曽山崎センター、玉川学園文化センター
- ・各市立図書館、町田市民文学館

—提出方法—

- ①郵送 配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)を利用するか、まちづくり推進課(〒194-0021、中町1-4-2)へ
- ②ファクシミリ FAX 709・0615
- ③Eメール mcity410@city.machida.tokyo.jp
- ④窓口への提出 まちづくり推進課(市役所中町第三庁舎2階)ほか上記資料配布窓口へ(それぞれの窓口で開庁日時が異なります。ご確認の上ご持参下さい)

—注意事項—

- ・書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、件名をご記入下さい。
- ・電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ・寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、11月下旬に公表する予定です。

～事業者向けの説明会を開催します～

日 9月25日(金) 午前10時～

場 市役所中町第三庁舎3階第三会議室

対 市内で商業、工業、建設業、その他の事業活動を行う方

内 届出制度に係る事項、事業者との協働の取り組み等に関すること

定 30人(申し込み順)

申 9月23日までに、電話で町田市コールセンター(☎724・5656)へ

問 まちづくり推進課 ☎709・0642